

〔資料〕

施設見学記録（平成二五年分）

永田憲史

平成二四年分（以上、六四卷五号）

平成二五年分（以上、本号）

一、はじめに

本号では、平成二五年（二〇一三年）に見学した施設の見学記録を掲載する。同年に参観・見学した施設は、C少年院及びD更生保護施設である。C少年院の見学は、同年九月に行なった。D更生保護施設の見学は同年一〇月に行なった。いずれも、私の担当する同年度の専門演習Ⅰ及びⅡの受講生を引率した。

二、C少年院

C少年院は、長期処遇の少年を収容する少年院である。

施設見学記録（平成二五年分）

筆者は、以前にC少年院を見学し、その内容について、「施設見学記録」として関西大学法学論集に公表した。このたび、再度見学する機会を得たため、以前と異なる点について記述することとしたい。

まず、定員に対する在院者の割合が一層低下し、五〇%程度で推移するようになっていた。そのため、少年が起居する寮の一部は、少年を収容することなく、空けられていた。このこともあって、筆者らは、少年が収容されていない寮の内部を見学することができた。具体的には、リビングスペースだけでなく、居室、洗面所、トイレの内部に立ち入って、その状況を確認し、収容されている少年からどのように見え、感じられるのかを体験することができた。

出院時の就職状況について見ると、平成二十一年（二〇〇九年）には一〇二人中五六人（五五%）の就職が決定していたのに対して、平成二十四年（二〇一二年）には七一人中一七人（二四%）の就職が決定していたにすぎず、就職決定率の低下傾向が顕著である。この原因として、①就職を取り巻く経済環境が悪化していることや、②帰住調整が不調に終わる事例が増加していることなどのほか、③就労希望職種の選択肢の幅が狭い上、④出院後すぐに就労することが再犯から距離を置くために重要であるにもかかわらず、少年やその家族にそのような意識が乏しいことが増えているとの説明があった。こうした状況を受けて、C少年院でも、就労支援の取り組みを活発化させており、中間期に就労準備講座としてキャリアコンサルタントに教育を担ってもらったり、日本財団の支援による職親プロジェクト等の利用を進めている。就労は再犯防止のためだけでなく、将来の人生設計においても重要である。少年だけでなく家族をも巻き込んで職業観の醸成を図ることが今後一層期待される。

見学時には、親をはじめとする周囲の人たちに少年がこれまでの人生の中で味わってきた苦しみや辛さを訴えることを想定して書かれた、四〇枚あまりの「心の叫び」を見ることができた。「心の叫び」は葉書大の紙に毛筆で書かれており、親に対する許し難い否定的な感情が顕わにされていた。近時、犯罪者や非行少年の真の更生のためには、処遇の初期の段階で犯罪者や非行少年が抱える他者に対する否定的な感情を吐き出させる必要があるとの見解が注目を集めている（岡本茂樹『ロールレタリング——手紙を書く心理療法の理論と実践——』（金子書房、二〇一二年）、同『無期懲役囚の更生は可能か——本当に人は変わることはないのだ

ろうか——』(見洋書房、二〇一三)、同『反省させると犯罪者になります』(新潮社、二〇一三)。C少年院では、少年に本音を語らせ、それを土台に少年自身が気付きを得ることを大切にしているとのこと、これまでよりも一歩進んだ処遇が行なわれていることが窺われた。

三、D更生保護施設

D更生保護施設は、保護の対象を成人男子とする日本でも有数の規模の更生保護施設である。D更生保護施設は、都市部に位置している。更生保護施設は、「被保護者の改善更生に必要な保護を行う施設のうち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するもの」を言う(更生保護事業法二条七項)。D更生保護施設は更生保護法人により設置及び運営されている。更生保護法人は、更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより設立された法人である(同法二条六項、四条以下)。

更生保護事業は、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業からなる(同法二条一項)、継続保護事業が事業の中核である。継続保護事業とは、「現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業」を言う(同法二条二項柱書)。継続保護事業の対象となっているのは、「懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者」(同法二条二項二号)等である(その他については同法二条二項各号参照)。

更生保護施設への入所者は、保護観察対象者と刑務所からの満期出所者が大半を占めている。このうち、保護観察対象者の入所は、保護観察の補導援護を委託する形式で実施される(更生保護法六一条二項。応急の援護については同法六二条三項)。一方、刑務所からの満期出所者の入所は、更生緊急保護として委託する形式で実施される(同法八五条三項)。更生緊急保護とは、「刑事

上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができず、又はこれらからの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適應させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護すること」を言う（同法八五条一項柱書。対象者については同法八五条一項各号参照）。

保護観察所長が決定する委託期間は、保護観察対象者の場合、通常、保護観察の期間である。刑務所からの満期出所者の場合、原則として六か月以内である（同法八五条四項）。委託当初は通常、宿泊費、光熱費及び食費などは無料で提供されるものの、委託の内容によっては、一定期間後、食費が必要とされることもある。

D更生保護施設は、建物の新築や工事などによって、現在では鉄筋コンクリート造の建物を擁している。見学日当日の被保護者は定員比六五％であった。このうち四割以上が高齢の障害者である。

かつては、刑務所からの満期出所者を更生緊急保護の形式で保護することも多かったが、現在では、保護観察対象者を保護することが圧倒的に多くなっている。

被保護者の罪種は限定しておらず、個別に入所の可否を判断している。

入所期間は、三か月以上六か月未満が約半数に達しており、退所先は借家と就職先への住込みが約半数を占めている。

被保護者には、生活指導、就職の援助などを行う。酒害学習会や薬物学習会などを行うとともに、SST (Social Skills Training) にも力を入れている。

起床時間は六時、門限は二二時、消灯は二二時三〇分と定められている。

食事は、施設内の厨房で三食作られ、被保護者に提供される。建築関係の職場に出勤する被保護者のために五時四〇分から朝食

が提供されている。出勤する被保護者のために、昼食の弁当も提供されている。白米については被保護者が自ら盛ることとされている。かつては、就労する被保護者が多かったため、昼食を施設で摂る被保護者はほとんどいなかったが、高齢で障害を有する被保護者が増加したのに伴い、昼食を施設で摂る被保護者が増加している。

入浴は週三回である。夏期は毎日シャワーが利用できる。毎日入浴できるわけではないため、働いている被保護者の中には近隣の公衆浴場に出掛ける者もいる。

過去に飲酒に関係して問題を起こした者が少なくないため、施設内はトラブル防止を目的として禁酒とされている。一方、喫煙は認められており、九割以上の被保護者が喫煙者である。

食堂、浴室、居室、相談室を見学した。浴室は一〇人以上が一度に入浴できる広さであった。居室は、個室と二人部屋があり、個室が大半を占めていた。近時の改修によって二人部屋を減らし、個室を増やしたことによって、他の被保護者とのトラブルが大幅に減少した。個室は六畳ほどの広さであり、ベッドのほか、クローゼットなどがあり、テレビとエアコンが設置されていた。トイレや洗面所は各階にあり、居室内にはなかった。改修によって、高齢で障害を有する被保護者向けにバリアフリーのフロアが作られており、これらの居室では、入口の扉も引き戸とされていた。喫煙が認められているためか、居室周辺では、煙草の臭いがした。

高齢で障害を有する被保護者の増加により、「更生保護施設入所中にお金を貯めて自立する」という伝統的なモデルが必ずしも当てはまらない被保護者が増加しており、退所後の生活を安定させるため、生活保護の受給を含めた福祉や医療への橋渡しが重要となっていると感じた。そのため、更生保護施設への社会福祉士の配置が今後いっそう意味を有することとなる。社会福祉士の加配のために委託費の上乗せが必要であると考えた。

* 御多忙の折、参観のお世話をいただいたC少年院首席処遇官並びにD更生保護施設を設置及び運営する更生保護法人の理事

関法 第六五卷 一号

長及び施設長をはじめとする方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

六 (三二七)